

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の  
署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会会議録

---

令和6年1月16日 午後 1時30分 開 会

---

出 席 委 員

委 員 長	矢 口 龍 人
副委員長	櫻 井 繁 行
委 員	佐 藤 文 雄
委 員	岡 崎 勉
委 員	来 栖 丈 治
委 員	設 楽 健 夫
委 員	小 倉 博
委 員	櫻 井 健 一
委 員	鈴 木 貞 行
委 員	服 部 栄 一
委 員	石 澤 正 広
委 員	鈴 木 更 司
委 員	塚 本 直 樹
委 員	井 出 有 史

---

欠 席 委 員

な し

---

出 席 説 明 者

参 考 人



---

出 席 書 記 名

議 会 事 務 局	局 長	金 子 俊 文
	局 長 補 佐	谷 中 博 文
	係 長	折 本 尚 充

---

## 議 事 日 程

令和6年1月16日（火曜日）午後 1時30分 開 会

1. 開 会
2. 事 件
  - (1) 参考人質疑
  - (2) 参考人招致に係る報告について
  - (3) 前回委員会で提出を求めた資料について
  - (4) 次回委員会での証人喚問（参考人招致）について
  - (5) 提出を求める記録について
  - (6) その他
3. 閉 会

---

開 会 午後 1時30分

○矢口龍人委員長

それでは、皆さんこんにちは。

ただいまの出席委員は14名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会を開会いたします。

あらかじめご報告申し上げます。

本日の会議には傍聴の申出がございますので、申出のとおり傍聴を許可いたしましたので、ご報告申し上げます。

これより傍聴人の入室を認めます。

ここで暫時休憩といたします。 [午後 1時30分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時30分]

初めに、書記を指名します。議会事務局、折本係長を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速本日の日程事項に入ります。

初めに、(1) 参考人質疑を行います。

あらかじめ傍聴人及び報道機関へ申し上げます。

本会議は秘密会とはいたしません。参考人の申出により、実名の公表及び報道につきましては差し控えていただきますようお願いいたします。

本日は、執行部から令和5年10月31日に署名に関する調査特別委員会からの情報提供要求に関しましての意向確認調査結果に基づきまして、承諾のあった5名のうち、署名の話はあり断ったが、署名されていたと申出のあった参考人に出席をいただいております。

それでは、参考人の入室のため暫時休憩といたします。 [午後 1時30分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時31分]

参考人におかれましては、本日はお忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本委員会の調査のためにご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

それでは、各委員からの質疑をお願いいたします。

挙手の上、発言を願います。

○佐藤文雄委員

どうもご苦労さまです。佐藤文雄です。

署名の話はあり断ったが、署名されていたというふうにあります、この署名の話というのは、久松議員からお話があったのでしょうか。

○参考人

そここのところは、ご本人ではなかったようには記憶しております。

○佐藤文雄委員

久松議員ではなくて、ほかの議員ということと記憶なさっていますか。

○参考人

そここのところはですね、実に私としても情けない話なんですけれども、ちょっといまいち自信がございません。今回のこちらに来るに当たりましてね、依頼があったときにちょっとお話ししたんですけれども、記憶の中では2名で来られたような気もするんですよ。そのうちの1名がいわゆる久松議員でありまして、もう一人の方は、今、何ていうんでしょう、支持者というか応援者の方かなと、後から考えると2名だったとも記憶しておるんですよ。先ほど1名と申し上げましたけれども、そこは実は正直いって曖昧なんです。

○矢口龍人委員長

ほかに。

○櫻井繁行副委員長

櫻井と申します。本日はお忙しい中ありがとうございます。

確認なんですけれども、先ほど佐藤委員の最初の質問の中では、署名の話があり断ったが、署名されていたというところで市のほうにご返答いただいて、久松議員ではなかったというお話もあったんですが、その後、2名で来られて、1人は久松議員だった、もう一人は支援者の方であったと。その2名がいらして、署名については断ったのに署名をされていたと、そういうような認識でよろしいのですかね。

○参考人

今、お話のとおり記憶なんです。といいますと、よく市議会議員の選挙のときに、議員さん並びに支援者の方がいらっしゃいますよね。それと混同しているかもしれないんです、正直なところ。

○櫻井繁行副委員長

そうしますと、記憶の範囲で結構なんです、我々市議選が行われたのは今年の1月、ちょうど今ぐらいの時期だったんですけれども、11月ないし12月に、そういう応援していただけないかという戸別訪問をしたりとか、そういった時期と、この署名活動というのは、私の記憶ですと、久松議員の一般質問があって、緊急質問があったんですから、今年の4月から5月ぐらいにかけての時期だと思うので、ちょっと選挙とこの署名の時期はもちろんですけれども、そこがはっきり分かると非常にありがたいと思うんですが、いかがですかね。

○参考人

それもよくですね、何度も思い返したんですけれども、はっきりしないのが実態なんです。

それで、久松議員という記憶は、選挙なのか、今回の問題のときなのかというのは分からないんですけれども、いずれにしても私は久松さんそのものはご存じないんですね。ただ、久松さんが経営されている食堂といいますかね、栗の販売所みたいところで、何かのときに食事をしたことがあるんですね。

そのときに久松議員と紹介されたときに、私はそこで食事に伺ったことありますよというお話をしたので、そのことは間違いはないんですけども、それが今おっしゃるように選挙のときなのか、今回の問題のときなのか、よく分からないですが、そういうふうにお話ししていくと、信憑性がちょっと疑われますけれども、私の記憶の中ではね、久松議員そのものがいらっしゃったかという断言は今のところできません。

ただ、流れでですね、署名して、お断りしたのにもかかわらず、結局、署名したことになっていて、それを市のほうから問われて、していませんというご回答をしたというのが流れです。

#### ○櫻井繁行副委員長

この百条委員会も昨年の6月ぐらいから定例会で、ご存じかもしれませんが、可決をされて設置をされたものなんですけれども、やはりシンプルにこの百条委員会というのは、久松公生議員が署名の偽造に関わったか否かというところが一番の焦点だと私は思っていて、今日、お忙しい中こうして参考人にご足労いただいてありがたいんですが、そこが非常に今日はっきりすればありがたかったなというふうに思うんですが。ちょっとそこが曖昧といいますか、市議選の支援に来たのか、署名に対して来たのかというところが、今、記憶をたどってみても曖昧だというところが今のところの捉え方ということで、私も理解させていただきます。ありがとうございます。

#### ○佐藤文雄委員

市のほうで、署名をしたかどうか一人一人確認をする通知を送ったんですよね。それで、参考人のほうにもあったと思うんですが、私やっていませんよって。そのほかに53名のほうに送付したらしいんですよ、市が。53名か、全体に。そうしたら回答が8名、そのうち承諾者が5名、署名自体、身に覚えがないという方が4名で、最後に参考人は署名の話はあって断ったが、署名されていた。明確に書いていらっしゃるんですね。そういう意味で、今回、参考人でお呼びしたんですが、やはりそういう意味では、署名自体に覚えがないという方がこれだけいるということは、偽造があったということの証左だと思うんですね。やはり参考人もそういう点では、私は全然、言われたけれども、断ったのに書かれたという点についてはどのようにお感じになっていらっしゃいますか。

#### ○参考人

まさか市のほうからそういう通知が来るとは分かっていませんでした。その文面を読めばね、どういう内容かというのは分かるんですけども、そもそも丁寧丁寧にお断りしているんですね。1人、2人はちょっと今回、別にさせていただいて。それにもかかわらず、私の住所、名前、恐らく書かれたんだと思うんですけども、むしろその書類があればね、筆跡鑑定でよく分かるんじゃないかと思うんですが、書類もない、請願書の書類もないということなんで、それもはっきりしないんですけども。誠にいかがなものですかね、そのところが。はっきりと1名ないし2名にお断りして帰っていただいたんです。にもかかわらず、名前を使われたというのは非常に私としても納得いかないし、むしろ悪く捉えれば犯罪行為に該当するんじゃないか、私文書偽造とかですね、考えられますよね。そこではっきりと伝えたにもかかわらず、そういう結果になったのは誠に遺憾だと思っております。

#### ○佐藤文雄委員

本来であれば、その署名が筆跡鑑定すればはっきりするんじゃないかということですよ。私も非常に同感なんです。ですから、そういう書類そのものが、今必要だと私たちは思っているんです。できましたら我々のほうも、筆跡鑑定をするということも求めていきたいなと。やはり今おっしゃったように、犯罪行為に当たるといって、そういう意味では非常に納得いかないというのは、私も同じ気持ちです。ありがとうございます。

○櫻井健一委員

本日は、お忙しい中ありがとうございます。櫻井健一と申します。

今、自分では書いていないということなんですけれども、何か身内の方とか、そういった方で心当たりで、もしかしたらということは、心当たりになる人はいらっしゃいますでしょうか。

○参考人

それはございません。その日の出来事は、家内、家族に伝えていまして、万が一、その時点、あるいは後日、そういうような署名のために見えたのであれば、必ず私に話すはずですので、それは断言してよろしいと思います。来て、お断りして、それ以降、家族も誰も記入していない、書いていないと。間違いありません。

○櫻井健一委員

お断りしたことと、それを家族と共有したということなんですけれども、訪ねてこられたことはその1回だけだったということよろしいでしょうか。

○参考人

私が面会したのは1回だけです。もちろん家族も会っていませんので、トータル1回です。

○櫻井繁行副委員長

すみません、何度も。

一度だけ署名をお願い、1名か2名いらしてお断りして、奥様とかご家族に、何かあったら私に話すようにと、今、参考人おっしゃっていたので、ひょっとすると奥様とかご家族の方が記憶を遡って、その時期という、お父さんからこの時期に言われたよね、みたいなのが分かれば、そこもやはり記憶のところになってしまうと思うんですが、時期的なものがある程度絞れるかなと思ったんですが、その辺はお伺いされているんですかね。

○参考人

それは、何遍も申し上げますように、1名、2名というのは今現在も記憶が定かでないんですが、そのことを家族に言いました。あのとき、こういう方が来たけど断ったよと、お話ししたわけですね。そのときに、1名だったか2名だったか、久松議員がいらしたのかという話を俺がしたかということを探ねたんですけれども、家族も忘れてるし、そういう記憶がないような話もしていたんですよ。

○櫻井繁行副委員長

人数については多少曖昧なところはあると思うんですが、その時期というか、いついらしたかというのは何となくご家族の方とか、奥様が、お父さん、このときこういうふうにご話してたよね、というようなお話がひょっとしたら家族の中であつたのかなと思ったものですから。やはりご家族とか奥様の記憶をたどっても、時期は曖昧であるというようなことでしょうか。

○参考人

人数は、しつこいようなんですけれども、分からないとしても、時期は今年の夏前だったと思うんですよ。

○櫻井繁行副委員長

分かりました。

2023年の夏前ということですので、やはり春先であれば、ある程度、署名活動がされていた時期と重なると思うので、参考にはさせていただきたいと思います。

それと、先ほど参考人もおっしゃっていた筆跡鑑定というお話があつたんですけれども、僕も当初から、筆跡鑑定をすればシンプルに、久松公生議員が関わったか関わっていないかということがまず分かると思うので、ぜひやってほしいというお話をしていたんですが、市のほうとしても、また、署名の代

表の田代さんのほうも、この署名の原本は現時点まで出していないというのが現状なんです。恐らくかすみがうら市としては、オフィシャルにはできないかもしれませんが、控えというのは多分、必ず取っていると思うんですね。そういった中で、個人情報の保護とか、この時代ですから、いろいろ足かせがあったんですが、参考人のほうでご承諾をいただければ、例えば我々の資料でいえば、この5ページのところが参考人の署名のところなのかもしれませんが、これは僕らしか今見えていないんですけれども。ずっと黒塗りになっていて、何も分からない状態なんです。できれば参考人のほうで承諾をいただければ、参考人の署名だけでも出していただければ、まずこの署名自体の原本を僕らも初めて見ることが、4か月にしてできるわけなので、それをもって、そうすると今度、筆跡鑑定とか、そういったこともできるようになると思うんですが。そういったことにもご理解というか、ご協力をいただくとお気持ちがあるかどうかお伺いしたいんですが。

○参考人

それは構いません。筆跡鑑定、ぜひやっていただきたいと思います。

○矢口龍人委員長

ほかにありませんか。

○櫻井健一委員

訪ねてこられたときの話で、久松議員が来たかどうか分からないんですけれども、もう一人の方は知り合いだったのでしょうか。そっちの方も知らなかったということですか。

○参考人

その方についても全く分かりません。自己紹介はされましたけれども、名刺とか身分を明かすようなものも頂いていないし、ただ口頭で、こういうわけで来ました、ついては署名していただきたいという内容でしたんでね。もちろんその名前も記憶にないですし、確たる名刺等もいただいていません。

○櫻井健一委員

ということは、ピンポンを押して飛び込みで来られて、全然認識がない人が来られて、営業だとか何だか分からないんですけれども、説明を聞いたら、この署名の話であって、自分の思想とはかみ合わないでお断りをしたという状況だったということでしょうか。

○参考人

そのとおりです。一応、簡単な、ごく短時間の面会でしたんで、詳細は分かりませんが、私のほうで、新たところで公共施設を、というお話は分かっていたので、何のために見えたかというのはすぐ理解できました。それで、むしろですね、私のほうとしては、あそこの通り、駅前へ通じる通りの右側にその用地がございますよね。我々下稲吉に住んでいる住民にとっては、むしろ遠いんですね。むしろ近くにいろんな役場出張所とかいろいろございますけれども、あえて家のほうから回るには不便だから、その土地そのものをやめて、もっとこっちの下稲吉中学校辺りの空いている敷地のほうに建てていただきたいですよと逆提案した経緯もあるんですよ。ですので、根本的にもう来る前から、あそこにはそういう施設ができて、お金をかけることもないだろうというような気持ちでございましたね。

○櫻井健一委員

短時間の面会だということで、書面の文書はその場で読むことができる時間はなかったということですか。

それとあと、僕、参考人のお住まいが分からないんですけれども、今、複合交流施設を神立の停車場線って、神立駅前から国道6号に抜ける道の、駅を背に見ると左手のほうの広場のところに造るというような提案がもともとのあれだったんですけれども、そこではなくて別なところに造ったほうが自分は

好ましいというような意見を持っていたという解釈は当たっていますでしょうか。

○参考人

そうですね、その場所等についても、そこにお話があるということは分かっていたというのは先ほどお話ししましたけれども、それよりも家からですね、下稲吉の大塚団地なんですよ。隣接したところなんです。それで、家のほうからは距離的にも約2キロメートルぐらいあるんですよ。今、新しい神立駅に向かう通りはできましたけれども、我々が今現在生活していても、その手前の千代田ショッピングモール、あそこには行きますけれども、それを通して神立駅のほうへ行くということはないんですよ。ほとんど生活圏としては、今現在あります下稲吉交差点から神立駅に向かう昔の通りですね。あれを皆さんが使っているわけで、決して今度の場所が近い、新しい、便利とはちょっとね、解釈できないんですよ。それですので、そのときに署名する云々の書類も目を通していません。はなから私はお断りするつもりでいたので、見ていませんし、こちらで逆提案して、向こうで造るんじゃなくて、こっちに造ってほしいんですよというような提案をしたような次第なんです。

○矢口龍人委員長

ほかにございませんか。

○設楽健夫委員

設楽と申しますが、よろしくお願いします。

来られた方は2人とも男性、男女ということではなくて、2人とも男性でしたんでしょうか。

○参考人

そうです。本当に1名、2名、どちらかということが断言できないので申し訳ないんですが、1名の方は、1名だとすれば、その方は見知らぬ方です。2名だとすれば、1名は久松議員、はっきり名前を紹介していただいたんで、先ほどお話ししたように近くにある食堂というんですかね、そこで食事したことございますよということも逆にこちらからお話ししたような次第ですので、2名だったとすれば、1人は久松議員、もう一人の方は分かりません。1名の方でした場合でも、その方は初めて会う方です。

○設楽健夫委員

選挙のときか署名活動があったときとなってくると、選挙は冬だったですよ。選挙は冬に行われたんですよ。投票が1月。選挙があった時期は真冬だったんですよ。真冬だったんですよ。署名活動は夏前、4月から6月ぐらいですか。そうすると、記憶の中で、真冬だったのか、暖かくなってきた時期だったのかという、いつか分からないにしても、時期的なものについては記憶とかそういうものはございますか。

○参考人

それは先ほど申し上げましたように、夏以前の出来事だったと思います。

○設楽健夫委員

分かりました。

○矢口龍人委員長

では、ないようですので、質疑につきましてはこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

本日は非常に緊張されたと思います。本日は長時間にわたりまして、ご証言をいただき誠にありがとうございました。

ご退席いただいて結構でございます。ご苦勞さまでした。

ここで暫時休憩といたします。 [午後 2時00分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時00分]

次に、(2)参考人招致に係る報告についてを議題といたします。

それでは、事務局から補足説明を求めます。

○議会事務局長(金子俊文君)

ご苦労さまでございます。

それでは、参考人招致に係る報告についてご説明させていただきます。

資料をご覧いただきたいと思います。

狩野平左衛門岳也氏の参考人招致につきましては、前回の委員会で参考人招致の決定を受けまして、資料1になりますが、令和5年12月28日に議長名で参考人出席請求書を送付させていただき、資料2のように12月29日に狩野氏の受領確認をしてございます。

本日10時に出席を請求したものでございますが、委員長に相談させていただいたところ、狩野氏より、百条委員会においては、議員の説明責任は後回しにして一般市民が出席しなければならないのが理解できないというようなことで、出席の意向が確認できませんでしたので、本日はもう一人の参考人招致を設定させていただいた、今、午後の時間からの開催とさせていただいたところでございます。

○矢口龍人委員長

ただいまの件につきまして、何かございましたら挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

今、議会事務局が狩野さんのコメントを述べたんですが、それはどこにありますか。どこに書いてありますか。

○議会事務局長(金子俊文君)

今の内容につきましては、狩野氏のフェイスブックのほうを確認させていただいております。

○佐藤文雄委員

そのフェイスブックはアップできないですか。アップできませんか、フェイスブック。だって、記録はしているわけでしょう、そのコメントの根拠は、狩野岳也さんのフェイスブックを根拠にしてお話しされたんじゃないかなと思うんで。それ以外はないですよ。特別、議会事務局にこうこうこういう理由でというなりのそれは、通知も何もなかったということですよ。

○議会事務局長(金子俊文君)

直接、議会事務局のほうには通知はございませんが、請求書のほう、議長名で請求させていただいておりますので、議長のほうに確認させていただいて、議長のほうには出席の意向が見込めないというような確認をしてございます。

○佐藤文雄委員

いや、通知したのは分かっていますよ。ただ、通知して来ないというのが分からなかったわけでしょう。行けませんという通知はなかったわけでしょう、狩野岳也さんのほうから。ただ、フェイスブックには書いてあったかもしれないけれども、私は出席できませんというコメントというか、そういうものもなかったんじゃないですかって聞いているんですよ。いかがですか。

○議会事務局長(金子俊文君)

おっしゃるように、請求書は出しましたが、それに対する回答としての文書は来てございません。

○佐藤文雄委員

ということは、フェイスブックでのコメントというのはあまり適切じゃないような気がしますよね、

そういう意味ではね。

[「コメントじゃないよ」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員

フェイスブックの問題を言っているんだよ。フェイスブックに書いてあるということ自体をコメントするのはあまり好ましくないんじゃないかなというふうに思います。

○設楽健夫委員

狩野氏に対する請求に対して、狩野氏からの回答はなかったという確認でよろしいんですか。

○議会事務局長（金子俊文君）

議会事務局に対しての回答はございませんが、議長に対して出席意向がないというようなことを聞いてございます。

○設楽健夫委員

聞いてございますではなくて、議長宛てにどういう回答があったんですか。

○議会事務局長（金子俊文君）

文書ではなく、電話でのやり取りだというようなことで聞いてございます。

○設楽健夫委員

議長宛てに、出席しないと、出席はないという回答があったということを議会事務局は議長から報告を受けたと。だから、その記録についてはきちっとしておいてください。

○議会事務局長（金子俊文君）

大変申し訳ございませんでした。議長から直接、出席の有無を確認ただけでございました。申し訳ございませんでした。

○設楽健夫委員

議長からの確認というふうにありますけれども、何月何日、議長から直接ならば、議長から直接、こういうコメントがあって、出席がないという報告があったということについては記録として残しておいてください。

○議会事務局長（金子俊文君）

大変申し訳ございませんでした。今後、そのようにさせていただきます。

○設楽健夫委員

今後ではなくて、そのときの記録として、何月何日にその回答があったという記録をしたということのを正確に記述しておいてください。

○議会事務局長（金子俊文君）

ただいまおっしゃったように正確に何月何日というような形で記録に残したいと思います。

○矢口龍人委員長

ほかにありませんか。

○櫻井健一委員

今の設楽委員の関連なんですけれども、その日付とか日にちとかというところに併せて、議長のほうで出席をしたくない理由なども聞いていけば、そこも併せてちょっと確認願えないでしょうか。

○議会事務局長（金子俊文君）

確認させていただきます。

○佐藤文雄委員

狩野岳也さんの参考人招致を求めたのは、委員長である矢口委員長だと思うんですよね。そうですよ

ね。狩野岳也さんの話を出したのは委員長ですよね。委員長は、この狩野岳也さんの出席を断ったということについてはどのように考えていらっしゃるんですか。出席してくれるだろうと思って参考人にしたんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○櫻井繁行副委員長

それでは、委員長を務めます。

○矢口龍人委員長

狩野平左衛門岳也さんへの出席要求を私がさせていただいたんですけれども、一般市民に対しての出席要求ならば、出席するための説明理由がないというような内容だったと思うんですけれども、それで欠席されたのかなというふうに思いますけれども、狩野平左衛門岳也氏は、ご存じのとおり県議会議員の2期目をお務めになられた経歴と、それから衆議院議員にも立候補されたと。私も地元の名士として当時応援させていただいたこともありました。現在は、保護司や民生委員、児童委員も要職に就かれておる方でございます。さきの市長選挙では、久松公生候補の応援で街頭演説するなど、深い関係があるものと思ひまして、実は昨年6月28日に狩野邸を訪れまして、署名要望書の件でお話をさせていただきました。

そのときの内容なんですけれども、田代さんと久松議員の関係についてはということに対して、狩野氏が紹介したんだよ、というようなお話がありました。それから、久松議員が何度も田代さんにこの署名要望書の代表者にとにかくなってくれと頼んだということもお聞きしました。何で久松議員が田代さんに頼んだものですかと尋ねたところも、僕も何で頼まれたかが分かりませんと、田代さんが言っていたというお話でございました。

要望書の作成はどなたがしたんですかというお話のときは、狩野氏は、櫻井繁行議員が要望書を作って、久松が表に出してやったんだよというようなお話もされてました。

このようなやり取りがあり、メモ書きしておきましたので、田代代表の答弁との食い違いも多数ありますので、狩野平左衛門岳也氏の参考人招致をお願いしたわけでございます。

○佐藤文雄委員

ちょっと狩野さんと話をしたのが、6月28日に話に行ったんですね、委員長が。そのときに田代さんの関係なり、また、どういう経過で頼んだのかということ、何かそういう中身でいうと、この前、委員長が田代代表に質問したときに、何か狩野さんの話をして、違うんじゃないかというふうに言ったような気がするんですが、ということは、これを根拠にして、やはり食い違いがあるからはっきりさせたいなと思ったということではよろしいですかね。

○矢口龍人委員長

そのとおりです。

○櫻井繁行副委員長

よろしいですか。

委員長を戻します。

○設楽健夫委員

今の話ですと、久松議員がこの署名の代表を田代氏に頼んだと。要望書については狩野さんの話ですと、櫻井繁行議員が書いたと。分からないにしても。そうなってくると前回の田代さんの答弁と食い違いが顕著だよと。そういうことで、私も狩野さんが無所属で選挙に立ったときには最先頭になって選挙運動をやっていた本人でもあります。狩野さんの名誉のためにも、この件については狩野さんに証人として来ていただいて、これが事実かどうか、その経過についてきちっとお話をさせていただいて、狩野さ

んが悪いわけでも何でも、そういうところに関わってきたということについて、矢口委員長のメモではそういう経過もありますんで。狩野さんに証人として来ていただいて、この件についても、あと、田代さんとの食い違いの件についても、証言をしていただきたいと思います。まさか狩野さんがうそをついているとも私は思えないんで。

○佐藤文雄委員

ということは、参考人じゃなくて、狩野岳也さんに証人として出席要求をしたいという意味ですか。

○設楽健夫委員

そのとおりです。

○佐藤文雄委員

委員長、そのとおりだって。

○設楽健夫委員

先ほど私申し上げましたが、証人として出席、語っていただきたい。

もう一つ付け加えますと、矢口委員長のほうから先ほど報告があったということも含めて、その会話がどういうものであったのか私は分かりませんが、そういう会話が果たしてあったのかどうかということも含めて、あるいはその内容について、きちっとやはり狩野さんにもお話を証人として伺いたいと思います。

○佐藤文雄委員

参考人から証人、参考人として呼んで、来なかったということで、委員長が参考人で呼んだ理由、ちょっと話をされて、設楽委員が証人に切り替えて、潔白じゃないですが、事実をきちっと語ってもらわないと前に進めないんじゃないかというような意味かなと思うんですよ。こういうときに参考人を切り替えて証人喚問にするという点ではいかがなんでしょうかね。弁護士のほうに聞けないですか。

○弁護士（大川隆司君）

おっしゃるように、最初に参考人として招致したけれども、出てこなかったと。証人に切り替えて改めて喚問するということはもちろんできます。つまりどこが違うかということ、証人として呼ばれたのに正当な理由がなく出頭しなければ、罰則の適用があるわけです。そこが違いますから、改めて、罰則の裏打ちのある呼出しでも拒否されるのかどうかという機会を議会のほうは持つ必要がありますから、そういう選択はできると思います。

○矢口龍人委員長

田代さんの証人喚問の中で、どうもおっしゃっていることが信憑性がないというか、前もって私もそういうわけでいろいろお話を伺ってましたから、ちょっといろんな面で田代さんに対し疑念というか、増しましたので。ですから、やはりこの百条委員会というのは真相をきちっと明らかにして公表することが原則ということなんで、そういう面で、本当に一般の人を、確かに巻き込んでやるということが非常に問題があるんですけども、ただ、狩野さんの場合は、もう政治家でありますし、いろんな面でも、地域のために貢献なさっていろいろ。もちろん彼のところに相談に行くという方も、私も相談に行ったりしますけれども、やはりそれだけ影響力のある方という思いでいますので、先ほどの話じゃないですけども、狩野さんがうそをついてはいないかなとは思いますが、そのための確認というのは必要なことかなと思います、それは。

○佐藤文雄委員

だから、委員長、私は委員長に一任したいなと思ったんですよ。今、弁護士のほうからも、切り替えてきちっと真実を述べてほしいと切り替えて、狩野岳也さんを証人喚問するということは是だというこ

とであれば、次回は狩野岳也さんを証人喚問するということもあり得るかなと思うんですが。委員長はどうお考えですか。

○櫻井繁行副委員長

それでは、委員長を務めます。

○矢口龍人委員長

ですから、私は真実を求めるといふ部分で、食い違いがあれば、ただしたいなど。じゃないと、この会議が、前に進まなくなっちゃうと思うんですよ。そういう思いでは私はいます。お諮りします、それは。お諮りしますけれども、ここでちょっと暫時休憩します。

○櫻井繁行副委員長

委員長を戻します。

○矢口龍人委員長

暫時休憩します。 [午後 2時23分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時39分]

それでは、(2)の参考人招致に係る報告について、ほかに質問はございませんか。

[「なし」「あれ、言った」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

またこっちにあるから、参考人招致はまた別にあるから、議題が。そっちで取り上げますから。

それでは、この件に関してはないようですので、次の議題に移ります。

次に、(3)前回委員会で提出を求めた資料についてを議題といたします。

それでは、事務局から補足説明を求めます。

○議会事務局長(金子俊文君)

それでは、前回委員会で提出を求めた資料についてご説明いたします。

資料をご覧いただきたいと思います。

署名の提出者であります田代和正氏への資料請求につきましては、令和5年12月21日付で配達証明、一般書留、速達で発送して、12月24日には受領を田代さんのほうで確認してございます。

資料1のように、令和6年1月11日を提出期限としてございましたが、田代和正氏からは、12月26日付で提出されました文書を議会事務局では12月28日に受領したところでございます。

内容につきましては、4ページ、資料3をご覧いただきたいと思います。

内容について読ませていただきます。

前略、今回の署名簿の控えは5,000名を超える個人情報なので、USBメモリに保存して、ほかのスタッフや生徒さんが間違っても使わないよう天井裏に保管して保管してました。記録提出請求書を受け取った後、データを確認しようとしたところ、USBメモリが壊れていました。パソコンに差ししても認識できず、そのためデータ復旧ソフトでも復活できない状況ですので、大変申し訳ありませんが、提出はできません。ご理解いただければ幸いですというような内容でございます。

○矢口龍人委員長

ただいまの件につきまして何かございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

これ何か証拠隠滅に近いですね。USBメモリは簡単に壊れないですね。差し込んでも、だって、パソコンの管理者ですよ、彼は。パソコンのスペシャリストですよ。私のパソコンも管理してもらって

いたわけですから。逆に修復なんかもできるくらいの能力を持っている方ですよ。

いずれにしても、それを今言ってもしょうがないから、USBメモリを、やはり提出してもらいましょうよ、まずUSBメモリを。壊れているのかどうか。いかがですか。

○矢口龍人委員長

壊れているものであって、壊れたら壊れたで、資料として提出する義務があると思いますので、請求するようにしたいと思います。

○佐藤文雄委員

いや、あと、処分のことについて聞いたら、処分については言えないって言ったでしょう。具体的にどういう処分をしたのか、それを明らかにされたいということも、やはりきちっと要求するということが必要なんじゃないですかね。だって、言えないじゃしょうがないでしょうよ。どういうふうに処分したか分からないというのは、これは逃げ口上だから。USBメモリも壊れました、処分の仕方とも言えませんが済ませるわけにいかないよね。これもきちっと請求するということが必要だと思いますが、いかがですか。

○矢口龍人委員長

証拠資料なんで、田代さんから提出してもらえることが、やはりもらえないと、これ以上、先へ進めなくなっちゃうんで、本当にUSBメモリで取ったというお話もありましたんで、期待しておったんですけども、結局そういうふうな回答だったんで、ちょっと誠意が全く見られないなという思いはしております。ですから、佐藤委員が今おっしゃったように、なぜ、署名簿を処分した方法については言えないということに対しても、その内容をきちっと百条委員会のほうに報告してもらえるように要求したいと思います。

○櫻井健一委員

壊れたUSBメモリだけを提出してもらおうということで、そのUSBメモリを提出してもらおうという提案がありましたけれども、そのUSBメモリにデータを処理したパソコンなんかは、一緒に提出ということはできないんでしょうかね。そっちにもデータが残っているのか、消したはずでも、裏のデータで残っている可能性もありますので。ただ壊れたものは壊れたね、という確認だけではなくて、しかるべきところでデータの修復というのを試みるべきだと思うんですけども、USBメモリだけではなくて、USBメモリに入れたパソコン本体のほうの裏づけというのも必要だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○弁護士（大川隆司君）

地方自治法第100条1項の書類提出請求権の中には、そういう電磁的な記録の中身を提出することというの也被ると思いますから、そういう提出請求はできると思います。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

デジタルデータも一緒に提出するように申入れをしたいというふうに思います。

○設楽健夫委員

今、櫻井健一委員からもありましたけれども、提出されたUSBメモリ、パソコンのほうまでどういうふうに持っていくのかというのはしかるべき、そのデータ復旧作業のところの話になりますけれども、委員会のほうとしてもデータ復旧作業を行っていくというところまでやる必要があると思うんですが。委員会として、データ復旧作業を行うと、パソコンの問題を含めて、USBメモリ本体及びパソコン本体の検証の問題まで含めて、どこまでいくのかということについては、しかるべきデータ復旧作業、

信頼できる、そういうところに依頼する以外ないと思いますけれども、委員会としても、その復旧作業としかるべき措置について、これを行うということを委員会としても決定していただきたいと。

○佐藤文雄委員

田代さんがスキャンしたとか、膨大な写真に撮ってあるとか。その前に処分は燃やしたんだか燃やしていないんだか、シュレッダーにかけたのか分からないとかって言うじゃない。その後、何か副市長がデータは取ってありますよということで、処分しましたというふうに言っていなかった。だから、逆にデータは田代さんのほうにいろんな形で、電磁のチェックをしたとしても、こちらのほうに、市のほうに控えがあるんだから、市のほうにちゃんと出してもらいましょうよ。何か面倒くさいというか、何か遅々として進まないよね。だって、今日、言っていたじゃないですか、参考人。彼がもう筆跡鑑定すれば分かるんじゃないですかとかね。データも何もなかったら、何もできないじゃないですか。副市長がちゃんと取ってありますというふうに言っているわけだから、出させましょうよ。これもやはり、改めて請求したらどうですか。これをやらないと、何か市のほうが妨害行為をやっているみたいだよ。どうでしょうかね、請求してもらいたいですかね。

○弁護士（大川隆司君）

私も同感です。最初に8月、9月の段階で市長がお出しにならなかったときは、原本を田代さんのほうがお持ちなんだから、それを出していただくのが筋だろうというふうにおっしゃったんですね。しかし、もう原本がないという前提に立ちますと、市のほうで持っている副本、コピーを出していただく必要性がますます強くなると思います。

そのときに、市長のほうは個人情報保護のために出せないんだというようなことをおっしゃったと思うんですけども、それについて、私は8月24日付でメールを打ちまして、個人情報保護法第69条という条文を引きましてね、地方自治体のある機関が別の機関に対して個人情報を提供することが許される場合があると。それは、提供を受ける機関のほうで法令の定める事務に使う場合は許されるんだという明文があるんです。ご承知のように地方自治法第100条そのものが、百条委員会そのものがそういう調査権を持っている機関ですから、百条委員会に提供するためであれば、個人情報と言えども提供してよしいということが個人情報保護法第69条に書いてあるんですね。その指摘をしました。

それに対しては、一弁護士の見解だというふうに見ている向きがあるというふう聞いていますけれども、別に私の意見じゃなくたって、県に聞かれても、総務省に聞かれても、それは当然オーケーですよ。百条委員会が使うのであれば、市長の手元の個人情報を資料として提供するというのは当然許されるし、むしろ百条委員会のほうで請求したら出す義務があるという答えが当然返ってくると思うんです。ですから、私の意見は無視していただいて結構ですけども、県庁なり総務省なりに問合せの上で、はっきり対応していただきたいというふうに議会として市長に対して請求すべきじゃないかと思うのが私の意見です。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

○佐藤文雄委員

百条委員会の中に先生の見解なるものが載ってました。今、先生がおっしゃったやつは。ありますか。

○弁護士（大川隆司君）

私の手元に、私が送ったメールをそのまま使って市長部局のほうにお出しになったものをまた逆送していただきましたので、これは残っていますよね。多分こちらで配られた資料の中じゃないかと思うん

ですけれども。私のファイルの中にありますから。私が送ったものではなくて、市長部局に送られたものの控えです。それに同じことが書いてあります。

だから、その中で申し上げなかったのは、お疑いであれば、県庁でも総務省でも照会してくださいということは今申し上げたんで、それは念を押されたらいいんじゃないかと思います。

○櫻井健一委員

今日の参考人で来てくれた件は、本人も署名、何でしたっけ、筆跡鑑定に関しては協力したいという旨がありましたので、最悪でもそこは次の段階では先に提出してもらう理由はできたと思うんですけれども、その請求はできると思うんで、それは取り急ぎお願いいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○矢口龍人委員長

参考人の署名を鑑定に出すということで、本人の署名じゃないことは確かなんですけれども、じゃ誰のといっても、相手が誰か分かりません。ですから、要するに全体名簿がある中で、同じ筆跡の人がど一と並んだ状態でやるならばできるでしょうけれども、1人の人だけぽつと拾っても、本人の筆跡ではないことは分かるんですけれども、要するに一部だけでは、私は鑑定のしようがないと思いますよ。

[「もう全部、市のほうに出してもらえないかな」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

鑑定のしようがないよ、1人だけぽつとあったって。

[「それを言っているんじゃないよ、参考人はそんなことを言っているんじゃない」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

いや、それはやってくれといたら、本人の署名じゃないということでしょうよ。

[「だから、市から全部出してもらえばいいじゃん」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、まとめさせていただきますと、田代さんに対しましては、デジタル情報とUSBメモリの、要するに署名に関するデータに関する提出と、それから、署名簿を処分したという処分内容を明確にしてくれというような申入れだと思いますね。それと、あと、パソコン。だから、パソコンも一緒に、要するにデータが入っていると思われる機種等も提出いただくと。

それとあと、要するに署名簿が、田代さんからの提出がないので、現段階で。要するに証拠等の調べに使うにしても、市で保有している写しを提出してくださいということですよ。

一応そういうことでよろしいですか。

○石澤正広委員

先ほどパソコン、USBメモリは提出してもらって、パソコンということなんですけれども、田代さんがふだん仕事で使っているパソコンだったら、いろんなデータが網羅されていて、それを提供してもらおうというのは、数日かかるじゃないですか、それを分析していろいろ出すの。それというのはできるんですかね。その辺ちょっと。要は、欲しいもののほかに物すごい量が入っているパソコンだと思うんですよ。その辺ってどうなんでしょうかね。

○弁護士（大川隆司君）

技術的なことは分からないんですけれども、やはり分離できないから全体を出せないということはあり得ると思いますね。分離が可能ならば、分離して必要な部分だけ出せと言うしかないと思うんですけれども。提出拒否の正当な理由になっちゃうんじゃないですかね、丸ごと全部出すしかなければ。

[「USBメモリは出せるよな」「壊れたやつだって」  
「パソコンまでは難しいね」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

いずれにしても、一応、資料の提出を求めます。よろしく、そういうことでお願いいたします。

○佐藤文雄委員

あと、今、弁護士の見解をしっかりとつけてね、請求してくださいよ、市のほうに。今、先生がおっしゃったもの。これでもう拒否したら、今度は逆に市のほうを証人喚問するしかなくなっちゃうんじゃないですか、いざといったら、今度は。何で出さないんだ。そういうことになっちゃうと思いますよ、本当に。今そういうことなんで、弁護士のやつを添付して出すように請求してください。

○矢口龍人委員長

そのようにさせていただきます。事務局、よろしく申し上げます。

それでは、次の議題に移ります。

(4) 次回の委員会での証人喚問、参考人招致についてを議題といたします。

挙手の上、ご発言をいただきます。

○設楽健夫委員

先ほどの委員長報告もありましたが、田代さんの証言に大きな疑義が発生しているので、そのことについて狩野岳也氏に再度、その内容についての意見を求めたいということで、参考人招致をお願いしたい。

○矢口龍人委員長

それでは、狩野平左衛門岳也氏を参考人として招致したいと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤文雄委員

この参考人が、この前の文書だと、何のために参考人なのかがよく分からないと。だから、19日の会議録を、ホームページで取れるんだけれども、それをきちっと送って、その上で質問は、この疑義についてはこういう内容ですということを項目を委員長のほうでまとめていただいて、私たちにも知らせていただいて、それで参考人として呼ぶというふうにしていただけませんか。

○矢口龍人委員長

そのようにさせていただきます。

それでは、次回の日程なんですけれども、参考人招致は令和6年2月15日木曜日午前10時からで調整をさせていただきますと思いますが、よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

よろしく申し上げます。

以上で本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか委員の皆様から何かございませんか。ないですか。

ここで報告事項がございます。1月4日付に本職宛てに文書の送付がありましたので、ご報告いたします。

それでは見ていただくだけでよろしいでしょう。

何かありますか、お話ししたい方。

○佐藤文雄委員

一部の人というのは、それはしょうがないよね、だって、しゃべらないんだから。それよりも、これ

ね、俺、最後に頭に来るのは、委員長とほかの一議員と議会事務局、そして大川弁護士と昼食をしているとの目撃があるって。昼食しちや駄目なんですか。自分で金払っているんだよ。これは、何を言おうとしているんですか、これ。というのは非常に、頭に来ますね、これ。誰が書いたか分からないですけども、とにかく私は逆に、こういうふうに、自分らで手弁当でやっているということだけははっきりさせてください。

○矢口龍人委員長

それから、委員長に対して大分いろいろあるようなんですけれども、百条委員会は、別に発言を止めているわけでも何でもないの、どんどん発言していただいて、もし、委員長に不備があるのであれば、指摘をいただいても結構ですし、罷免したいなら罷免してもらっても結構です。その辺のところ、ぜひ、皆さん同じ立場、同じ権限を持ってこの席にいるんですから、その辺のところはしっかり理解していただいて、変な文書を出さないでください。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、ないようですので、以上で「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会を散会いたします。

ここで委員各位に申し上げます。

先ほどお話ししましたけれども、次回の委員会は、令和6年2月15日木曜日午前10時からといたします。詳細は各委員に追ってご連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時06分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する  
疑念に関する調査特別委員会

委員長 矢 口 龍 人